

公安委員会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和5年3月9日 長官官房

1 概要

第211回国会に提出予定の「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案」（以下「改正法」という。）及び「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律案」（以下「新法」という。）の附則において、当庁所管法律を改正するもの。

2 改正法等により新設される罪（附則改正に関連するもの）

- 面会要求行為等に係る罪（改正法による改正後の刑法（以下「新刑法」という。）第182条）
- 性的姿態等の撮影行為等に係る罪（新法第2条から第6条）

3 当庁所管法律の改正事項

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

風俗営業の許可に係る欠格事由及び取消事由並びに店舗型性風俗特殊営業、興行場営業等に係る営業停止事由として、新法第2条から第6条までに規定する罪を犯した場合を追加する。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律

新法第2章に規定する罪を暴力的不法行為等として別表に追加する。

(3) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律

インターネット異性紹介事業に係る欠格事由及び事業停止事由並びに登録誘引情報提供機関に係る欠格事由及び登録取消事由として、新刑法第182条に規定する罪及び新法第2条から第6条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）を犯した者を追加する。

4 今後の予定

閣議決定 3月14日（法務省の単独請議）

施行期日 2の罪及び当庁所管法律の改正規定については、公布の日から起算して20日を経過した日

公安委員会 説明資料No. 3	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」及び「古物営業法施行規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集について	令和5年3月9日 刑 事 局 生 活 安 全 局
----------------------------------	--	--

1 概要

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号）及び古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）の改正案について、意見公募手続を実施するもの。

2 改正案の概要

(1) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定により電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）が改正され、これまで、記録先がマイナンバーカードのみに限定されていた署名用電子証明書が、新たにスマートフォンにも搭載できるようになることを踏まえ、移動端末設備用署名用電子証明書（スマートフォンに搭載された署名用電子証明書）の送信を受ける方法を、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則上の本人確認方法の一つとして規定する。

(2) 古物営業法施行規則の一部を改正する規則案

上記2(1)のとおり、署名用電子証明書が新たにスマートフォンにも搭載できるようになることを踏まえ、移動端末設備用署名用電子証明書の提供を受ける方法を古物営業法施行規則上の本人確認方法の一つとして規定する。

3 施行期日

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第49条の規定の施行の日

※ 総務省は本年5月11日を想定

4 今後の予定

意見公募手続：令和5年3月10日から令和5年4月8日まで

公安委員会	「道路交通法の一部を改正する法律の一部	令和5年3月9日
説明資料No. 4	の施行期日を定める政令案」等について	交通局

1 概要

道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日を定めるとともに、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等の下位法令について所要の改正を行うもの。

2 主な内容

(1) 道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案

改正法附則第1条第3号に掲げる規定の施行期日を令和5年7月1日とするもの。

(2) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令の対象となる行為、当該講習に係る手数料の標準等を定めるもの。

(3) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

特定小型原動機付自転車の大きさ及び構造の基準、歩道通行に関する基準等を定めるもの。

(4) 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令案

自転車を対象とする道路標識等は、原則として特定小型原動機付自転車を対象に含むこととするもの。

(5) 指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則案

原動機付自転車を含む規定の対象から特定小型原動機付自転車を除くなどの整理を行うもの。

3 意見公募手続の実施結果

2(2)から(5)までについて、意見公募手続（1月20日から2月18日まで）を実施した結果、553件の意見が寄せられた。

歩道徐行等義務違反に対する反則金の額、特定小型原動機自転車の車体の大きさの基準、構造上の最高速度の設定変更に対する規制等に対して意見があったが、これらの内容について検討した結果、原案の修正を要するものとは認められないため、原案のとおり改正することとしたい。

公安委員会	令和4年度監察の実施状況及び	令和5年3月9日
説明資料No. 5	令和5年度監察実施計画について	長官官房

1 令和4年度監察の実施状況

(1) 「被害者の心情に配慮した適切な性犯罪捜査の推進状況」について

ア 性犯罪捜査の体制の構築及び資機材の整備に向けた取組状況

- 性犯罪捜査指導官の設置、性犯罪指定捜査員の指定、女性警察官の配置促進等により、性犯罪捜査を推進するための体制が構築されている。
- 証拠資料の採取に必要な用具が整備されており、病院への同行や、証拠資料の採取に関する研修が実施されている。

イ 二次的被害の防止に向けた取組状況

- 実況見分等を実施する際の留意事項や、被害の届出に対する適切な対応等について、刑事部門のみならず、被害者に対応する可能性のある警察官に対して幅広く研修されている。

ウ 被害者への情報提供及び関係機関との連携に向けた取組状況

- 被害者向けの手引きの配布、捜査員等による被害者連絡、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとの連携等を通じて、被害者等に対する適切な情報提供に向けた取組がなされている。

(2) 「人身安全関連事案への迅速かつ的確な対応状況」について

ア 人身安全関連事案対処体制の確立状況

- 本部、警察署ともに、生活安全部門及び刑事部門を総合した部門横断的な対処体制を構築している。
- ※ 一部の県に対して、当直体制の見直し等について助言した。

イ 人身安全関連事案への対応状況

- 生活安全部と刑事部、本部と警察署が緊密に連携の上、事案の危険性・切迫性を判断し、被害者の安全確保を最優先とした対応を行っている。
- ※ 一部の県に対して、署長への速報の徹底、対応状況等の確実な記録化、事案の経過の継続的な把握等について指導した。

ウ 関係機関との連携強化に関する取組状況

- 会議や合同訓練の実施、関係機関への警察職員の派遣等により、DV被害者、児童等の安全確保のため必要な連携が取られている。

2 令和5年度監察実施計画

- 監察の種類：業務監察
- 監察の実施項目：①警護の検証・見直しを踏まえた各種施策の推進状況
②サイバー空間の脅威に関する諸対策の推進状況
- 監察対象部署：全ての都道府県警察
- 監察の時期：通年

1 少年非行の状況等

(1) 少年非行の状況

- 刑法犯少年の検挙人員は、戦後最少であった前年より微増
- 包括罪種別では、知能犯を除いて増加
- 特別法犯少年の検挙人員は、前年に続いて減少
- 大麻事犯の検挙人員は、過去最多を更新した前年と比較して減少
- 特殊詐欺の検挙人員は、減少傾向にあったが増加に転換

(2) 当面の対策

- 特殊詐欺に加担する少年や大麻乱用少年の非行集団等の実態把握と取締りの推進
- 特殊詐欺への加担・大麻乱用の防止のための関係機関等と連携した広報啓発活動の推進
- SNS等を活用した広報啓発活動の推進

2 子供の性被害の状況等

(1) 子供の性被害の状況

- 児童買春事犯等は検挙件数、検挙人員、被害児童数のいずれも前年より減少
- 児童ポルノ事犯は検挙件数、検挙人員、被害児童数のいずれも前年より増加
- SNSに起因する事犯の被害児童数は前年から減少したものの高い水準で推移

(2) 当面の対策

- 関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進
- 児童や誘引者に対するSNSを利用した注意喚起・警告活動の推進
- SNS事業者団体の活動や各事業者の自主的な取組を支援
- 旅館、ホテル等との連携・ラブホテル等に対する再発防止の指導

(注)「少年」とは20歳未満の者、「児童」及び「子供」とは18歳未満の者をいう。